

答申書（素案）

佐々町立小中学校における今後の学校給食の在り方について

1 結 論

- 学校給食の供給方法を給食センター方式に改める。
- 給食センターの建設予定地は、佐々中学校の敷地内若しくは遊休町有地を活用する。
- 調理業務の直営か民間委託(民営化)かは別途検討とする。

これまで3回にわたって今後の学校給食の在り方について議論を重ねてきました。特に3回目には学校長並びに給食の現場に携わる栄養教諭や調理員の方々との意見交換の機会も設けてきました。

こうした議論の中で、殆どの調理員が非正規職員であるという現状、給食室の衛生管理上の問題、アレルギー食調理の安全面に対する課題解決を図るうえで以下の結論でまとめるに至りました。

1)自校方式の継続による課題

自校方式が児童・生徒に対する感謝の気持ちの醸成などの面で望ましいという意見も出されたが、以下の点において厳しいという意見の集約となった。

- ①現施設では、温度 40°C、湿度 80%を超える状況であり、食中毒発生リスクが高い。
アレルギー食調理の部屋が確保できず、事故発生リスクが高い。文科省が示す学校給食衛生管理基準を満たせていない。
 - 現在のウェットシステムから、ドライシステムへの転換が必須となる。
 - アレルギー食対応の調理場必要。
 - こうした対応には施設の増築が必要。
 - 施設の増築若しくは建替えにより課題は解決できるが、学校敷地の余裕度に問題もある。

②佐々中、佐々小は全て非正規職員という実態は事故発生時に課題が大きい。

特に、給食に関して学校長の管理が行き届き難いなかでの非正規職員による対応は大きな課題といえる。

- 非正規職員の解消のための正規職員化はできない。(人数の程度にもよる)
- 非正規職員の解消のためには民間委託(民営化)などの方法となる。

③建替えによる対応では、

- ・口石小学校：現在の敷地への建替えは敷地が狭く困難。（米飯炊飯委託であれば可）
職員駐車場に建設する場合、敷地規模は確保できる。
 - ・佐々小学校：現在の敷地への建替え。建設中の弁当対応。
運動場の一部への建替えであれば敷地規模は確保できる。
 - ・佐々中学校：現在の敷地への建替え。建設中の弁当対応。
プールを廃止しての建替えであれば敷地規模は確保できる。
 - ・栄養教諭（佐々中に1名配置）による各学校の指導体制では、引き続き行き届かない面がある。
- ④建設コストの対応として、
- ・H15 建設の世知原町給食センター（400 食対応施設）が施設のみで 180,000 千円。これに設備・備品が必要になる。概算でも 250,000 千円程度の事業費を見込む必要があり、3 校の施設整備となると 750,000 千円程度は必要となる。

以上のように課題解決のために高コストであること、既存の学校敷地に余裕度がないことなどがあり、自校方式の継続は理想であるとはいえ現実的には多くの課題があり、整備を進めるうえでは自校方式の継続は困難であると思われる。

2)給食センター方式への転換による課題

- ①事故が発生した場合に町内 3 校の給食へ影響が生じる。
 - ・解決の方法としては、事故が発生しないよう努める以外にない。
- ②直営、民間委託(民営化)のいずれの方式で進めるのか。
 - ・直営の場合
 - 3 校の常勤調理員スタッフのうち正規職員は 1 名のみであり、文科省が想定している調理業務の合理化レベルを超えている可能性はある。
 - ※[S60.1.21、文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」]
 - 現時点では未実施の専門的なノウハウの習得など研修機会を確保する必要がある。
 - パート調理員の研修機会の確保は、栄養教諭との連携の中で対応は可能。
 - 一部調理員の正規職員化は、定員管理上の問題などもあり難しい。しかし、民間委託によりコスト高になる可能性もある。
 - H25 決算での調理に係る人件費は 21,292 千円。この中には代行調理員やアレルギー食対応で追加配置した際のパート賃金も含まれている。
 - H25 決算より(人件費)：21,291,778 円
 - 正規職員分 口石小 3,390,527 円
 - 非正規職員分 小計 17,901,241 円 佐々小 5,812,802 円(3 名)

□石小 4,884,003 円(3名)
佐々中 7,204,436 円(4名)

・民間委託(民営化)の場合

- 民間委託の業務は調理業務(調理、配膳、洗浄、消毒、清掃、配送等。)となる。
- アレルギー食対応など専門的なノウハウの活用ができる。
- 現在の非正規職員は民営化されるまでの身分保障しかできない。
但し、これまでの経験値が評価されれば引き続き委託業者での雇用も想定される。
- 民営化後の正規職員 1 名の対応は、民間業者への派遣などで対応するか、本庁での他の業務に当たってもらうことになる。
- 現在の食材納入業者は、学校給食会を除いては 3 校それぞれで、単価もまちまちであるため、両小学校で同額(給食費)という状況から 3 校と教育委員会が設置する(仮称)物資購入委員会による一本化仕入となる。
- 委託による財政的な負担は増となる可能性がある。(これまで、非正規職員で対応してきたため低コストで抑えられてきた。)

③施設用地の確保をどうするのか。

- ・中学校のプールを廃止し、その敷地に建設する。(佐々中は自校方式)
 - 敷地は 1,000 m²程度(現在の職員駐車場 7 台分を含む)である。
 - アレルギー食の調理場、調理員の休憩室等を 2 階に設けるなど計画内容によっては、隣接地の買収は不要かもしれない。
- ※隣接地の用地を含めなければ計画できない場合は、中学校を拠点とする親子給食方式の導入はできない。
- 職員駐車場は、臨時に 7 台分の確保が必要であるが、町民体育館の裏などの利用で対応は可能。
- 既存給食室は、新施設建設後解体し職員駐車場にできる。
- 生徒が給食を取に来る動線の確保が必要となり、体育館裏のスペースを利用するしかない。通路として雨天時などにも対応できる整備が必要となる。
- 高齢者等、小中学生以外の食事を供給するとした場合は、学校の敷地内に建設することは補助の要件などもあり困難となる。
- ・遊休町有地に建設する。
 - 例: 旧診療所(2,431 m²)、町立図書館横(3,643 m²)、中央保育所横(2,000 m²程度) 佐々小学校前佐々川向かい側(1,547 m²) など
 - 旧診療所の活用の場合、既存施設の解体費用(2,000 万円程度)が必要。
 - 町立図書館横、中央保育所横の場合、既に更地になっており大きな負担は発生しない。但し、当該用地の他の利用計画も想定される。
 - 各学校の既存の給食室を配送受入れの施設として再整備が必要。

→高齢者等への食事の供給を想定した場合、調理場の新たなラインの検討などが必要となり、規模も大きくなる。

④建設コストの対応として、

- ・1,500 食対応施設で建築費 360,000 千円程度。設備・備品等を含めた全体事業費(概算)で 533,000 千円。
- ・中学校のプールを廃止して建設する場合、プールの解体費用 1,000 万円程度、中学校横の個人用地を新たに取得する場合は、3~4,000 万円程度の用地取得費と造成費 2,000 万円程度で、追加費用として 6~7,000 万円程度が必要になる。

3)課題の解決方法と結論のまとめ

自校方式による場合、3 校それぞれに施設整備が必要であり、概算事業費も大きくなる。また、口石小学校など敷地面での課題解決のためには新たな課題（職員駐車場）も発生することになる。

一方、給食センター方式については施設建設のための用地確保が課題となるものの事業費的には各校の給食室を新たに整備するよりもコスト縮減が図られ、調理業務の合理化等が図られる。

以上のようなことから現在の自校方式から給食センター方式に改める。

4)給食センター方式への移行に伴う町の対応方針

①給食センター方式に移行することについて、保護者等へしっかりと説明を行う。

- ・自校方式から給食センター方式に移行する必要性など。
- ・センターから配送する給食が冷めた給食にならないこと。
- ・1,400 食近くを調理することによる給食の質や味の低下などはないこと。
- ・センター方式になることによる給食費への影響はないこと。
- ・児童生徒への食育の指導は、これまで通り学校教育の中で対応していくこと。
- ・アレルギー食の対応などにより充実した対応ができるこ。
- ・献立は、これまで通り献立検討委員会により作成すること。
- ・調理作業がどのように行われることになるかなど保護者等の見学対応を行うこと。
- ・直営方式の場合であっても、当面は保護者の意見が反映できるようにすること。

②建設用地については、以下の 3 点について調査検討を行う。

- ・中学校のプールを廃止し、当該敷地への建設が可能かを調査検討する。
- ・中学校プール横の民有地の買収が必要であれば地権者との交渉を行う。
- ・中学校敷地内での対応が不可能であれば、遊休町有地での建設を検討する。

③直営・民間委託(民営化)の方法については、調理業務委託に係る概算費用の調査検討と合わせて直営で進める場合での適正な正規職員の配置を含めて調査検討することとし、より効果的な運営方法により実施するものとする。

④民間委託による方法が望ましいという判断となった場合には、保護者の方が不安を感じることないよう以下の点についてしっかりと説明する。

- ・民間委託(民営化)することになった理由など。
- ・民間委託(民営化)による委託内容の範囲など。
- ・調理作業がどのように行われることになるかなど保護者等の見学対応を行うこと。
- ・学校・保護者・事業者の三者で(仮称)学校給食運営委員会を設置し、様々な機会に保護者などに説明するなど情報の共有を図っていくこと。
- ・学校を通じてどうような業者が実施することになったのか、その経緯など。
- ・献立は、これまで通り献立検討委員会により作成すること。
- ・センターから配送する給食が冷めた給食にならないこと。
- ・給食の質や味の低下などはないこと。
- ・給食費への影響はないこと。
- ・児童生徒への食育の指導は、これまで通り学校教育の中で対応していくこと。
- ・アレルギー食の対応などにより充実した対応ができること。
- ・安全衛生管理における指導徹底を町が責任をもって行うことなど。